

## 平成28年5月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成28年5月13日（金）13時01分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

5. 出席委員

議席1 鵜沼 一夫 議席2 西内 芳徳 議席3 泉田 健一

議席4 木幡 治 議席5 高田 喜寿 議席6 澤上 榮

議席7 西尾 富雄 議席8 大橋 利一 議席9 欠席

議席10 小川 貴永 議席11 吉田 晴男 議席12 井上 寛

議席13 渡邊 重友 議席14 藤田 博司 議席15 空席

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 瞳

主任主査兼商工労政係長（兼務） 中野 弘紀

7. 開会(事務局長)

皆さんこんにちは。時間が少しすぎましたが、只今より双葉町農業委員会5月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

皆さんこんにちは。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。今はちょうど、田植えやあるいは野菜等の作付で一番の農繁期の中で、話を聞いたら、田植えも終わった方もおられるようですが、農業に従事しようと思ってもまだ出来ていない方については、残念な気持ちでおられるのかとそんなふうに思います。

また、わたしども避難したときのことを考えると、避難しろと言われて避難したはいいが、何もなく生活に困った、お金が無くて困ったという苦い経験があろうかと思います。

今その後ですね、いろんな災害が発生しまして、今回は熊本地震ということで、多くの皆様方が苦労されております。それで農業会議として、困っている方に少しでも愛の手を差し伸べたいということで、あとからお話はあるかと思いますが、皆さんにご支援をいた

だくようにお願いするのかと思います。

ですので、困ったときはお互い様ですので、皆さんのご厚意をそれぞれお願ひしたいと思います。私からは以上です。

## 9. 議 事

○志賀事務局長

ありがとうございました。

それでは日程に従いまして議事に入りたいと思います。

議長につきましては、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いして進めていきたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

◆議長(藤田会長)

議事に入る前に9番 熊 利美委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年5月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告をさせます。事務局長。

(別紙により事務局長が会務報告を朗読する。)

◆議長(藤田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りを致します。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会で定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

議事録署名人は会長が指名することに決定しました。

議事録署名人には3番 泉田健一委員、11番 吉田晴男委員の両名を指名いたします。

日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について。農地

法第3条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があつたので審議に付す。平成28年5月13日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

それでは4ページになります。

譲渡人 双葉町大字長塚字\*\*\*\*\*番地 \*\*\*\*\*。\*\*歳。譲受人 双葉町大字長塚\*\*\*\*\*番地 \*\*\*\*\*。\*\*歳。土地の表示、長塚字\*\*\*\*\*外\*筆。田9, 735平方メートル。計9, 735平方メートル。経営面積、田9, 735平方メートル。畠2, 264平方メートル。合計11, 999平方メートル。譲受人労働力、1人。移転理由、受贈し引き続き農業経営を主宰する。以上です。

◆議長（藤田会長）

これから議案第1号の審議に入ります。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である西内芳徳委員から報告願います。

○西内委員

\*\*\*\*\*さんの件を私から報告いたします。

まず譲受人の\*\*\*\*\*さんの方に、5月6日夕方6時に連絡を取りました。申請内容について間違いありませんと返答をいただきました。

譲受人の実母、\*\*\*\*\*さんの所在をその際に確認しましたところ、今は、\*\*\*\*\*にある「\*\*\*\*\*」という施設に入居されているとのことでした。今は体調のほうもあまりよろしくないという話だったのですが、こちらの施設に私の方で電話確認を入れました。次の日、7日の10時に連絡が取れたのですけれども、この施設の担当の方から、\*\*\*\*\*さんはおしめをかけている状態で、耳もほとんど聞こえない状態で、電話での応答は無理ですとう、そういった返答がありました。ただ、施設の方でも、緊急連絡先ということで、弟の奥さんだったようなんです。その方に連絡を取ってくれて、折り返し私の方に即連絡がきたんですけど、その際、どういった内容ですか、ご用件ですかという質問を受けまして、農業委員として、農地の所有権移転の申請書類の確認でしたということを申し上げましたら、農地に関しては、長男、兄の\*\*\*\*\*さんに全部一任していますので、よろしくお願ひいたしますということを言われました。

そのような経緯も踏まえながらも、皆さんの方にご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。

質疑・ご意見等ありませんか。

○泉田委員

実に精密にお話しがあったようですが、今の話を踏まえて、確認が取れたようですが、法定代理人とかそういう正式なものではなかったのですか。

◆議長（藤田会長）

事務局の方はどうですか。

○事務局（中野主任主査）

申請が上がってきた段階では、行政書士からあがってきております。行政書士さんは司法書士から請け負っている流れであります。

○泉田委員

司法書士、行政書士は信頼のおける方なのですか。

○事務局（中野主任主査）

行政書士は登録されている、もちろん登録されている方であります。

○泉田委員

分かりました。

◆議長（藤田会長）

そのほかございませんか。

(なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成28年6月定例総会の開催及び日程について
- (2) 平成29年度農林関係税制改正への要望について
- (3) 平成28年度福島県下農業委員及び推進委員大会(仮称)議案について

(4) 農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」の募集について

(5) 農地法第3条の3第1項に基づく届出の処理について

引き続き、下記事項について事務局より報告。

(1) 平成28年度税制改正に伴う贈与納税猶予制度改正について

(2) 双葉町内での試験栽培（実証圃）について

閉会時間 13時58分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 藤田 博司 

議事録署名人 泉田 健一 

議事録署名人 吉田 晴男 